

# 公 告

塩尻市文化会館特定天井改修等基本計画策定及び支援業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和6年3月19日

塩尻市長 百 瀬 敬

## 1 業務概要

### (1) 業務名

塩尻市文化会館特定天井改修等基本計画策定及び支援業務委託

### (2) 目 的

本業務は、塩尻市文化会館の安全な施設及び快適な環境の整備を図るため、特定天井に該当する非構造部材等の耐震改修工事及び築27年以上が経過し物理的劣化、社会的劣化が生じている箇所の大規模改修工事の基本計画を策定するものである。詳細は「塩尻市文化会館特定天井改修等基本計画策定及び支援業務委託仕様書」のとおりとする。

また、これらの基本計画策定及び設計施工者選定準備に係わる支援を行うことを目的とする。事業方式は設計施工一括発注方式を想定している。

なお、本業務の成果に基づき、議会において予算の承認が得られれば工事竣工までの各段階においてCM業務を別途随意契約することがある。そのため今回の業者選定においては、工事竣工までのCM業務の遂行能力に必要な技術者配置を求めるとともに、本業務段階から施工段階までの全段階の業務遂行能力についても審査対象としている。

### (3) スケジュール

	内容	日時
1	募集要領等の公表・公開	令和6年3月19日(火)
2	電子データの提供申請受付期間	令和6年3月19日(火)午前9時から 令和6年4月3日(水)正午まで
3	現地見学会の申込期間	令和6年3月19日(火)午前9時から 令和6年3月22日(金)正午まで
4	質問の受付期間	令和6年3月19日(火)午前9時から 令和6年4月3日(水)正午まで
5	質問に対する回答期限	令和6年4月8日(月)
6	参加表明書等の提出期間	令和6年4月9日(火)午前9時から 令和6年4月12日(金)正午まで
7	参加資格結果通知	令和6年4月16日(火)
8	提案書等の提出期間	令和6年4月22日(月)午前9時から 令和6年5月1日(水)午後5時まで
9	ヒアリング等審査	令和6年5月17日(金)
10	審査結果通知	令和6年5月21日(火)
11	審査結果公表	令和6年5月27日(月)
12	契約予定日	令和6年5月下旬

## 2 応募者の参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げるすべての参加条件を満たす単独企業とする。

- (1) 令和5、6年度塩尻市入札参加資格「建設コンサルタント等」のうち「建築コンサル」に登録された者。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (3) CCMJ((一社)日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクションマネジャー)が10名以上所属していること。
- (4) 次のCM業務をコンストラクションマネジャーとして、発注者の技術支援を行った実績があること。共同企業体での実績の場合は代表者としての実績とする。
  - ア 基本計画策定の実績

「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型三から十

二に該当する建築物の基本計画等（基本構想又は基本計画）策定業務のうち、平成26年4月1日以降に完了している業務（一部完了でも可）

#### イ 公共CM業務の実績

国又は地方公共団体が発注する工事で「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型三から十二に該当する建築物で、延床面積3,500㎡以上の建築物の設計段階から工事段階まで実施したCM業務のうち、平成26年4月1日以降に完了している業務（一部完了でも可）

- (5) 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規定（平成24年訓令第5号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

### 3 その他

提案、選考、契約、業務委託等の詳細については、「塩尻市文化会館特定天井改修等基本計画策定及び支援業務委託公募型プロポーザル募集要領」、「塩尻市文化会館特定天井改修等基本計画策定及び支援業務委託仕様書」等を参照してください。

### 4 担当部署

塩尻市教育委員会事務局 生涯学習部（交流文化部）社会教育スポーツ課  
清水、山本

※令和6年4月1日以降組織変更により生涯学習部から交流文化部に名称が変更になります。

住所 〒399-0786 塩尻市大門七番町四番三号

TEL 0263-52-0902

FAX 0263-53-7604

e-mail shakai@city.shiojiri.lg.jp 及び shisetsu@city.shiojiri.lg.jp

※2つのメールアドレスに送信すること。